

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 19 日

各 厚生労働大臣認可 消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について（情報提供）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 56 号。令和 3 年 6 月 4 日公布。以下「改正法」という。）において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）が改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化等の措置が講じられ、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

また、法第 11 条の規定に基づき、金融庁において定められている「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が、令和 5 年 12 月 22 日付けで、一部改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

このことに関し、各組合において、改正法の内容を踏まえた環境の整備に努めていただきつつ、障害を理由とする差別を解消するための取組を引き続き実施する上で参考としていただけるよう、改正後の当該対応指針を送付いたします。

<別添資料>

1. 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
（令和 5 年 12 月 22 日）
2. 〔別紙〕 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例
3. 【新旧対照表】 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針